

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会

「第2回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第2回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成29年12月13日（水）14:00～16:10

場 所：外務省南国際大会議室893号室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) 2018年度外務省予算要求におけるODA関連予算・SDGs関連要求について
- (2) 教育のためのグローバル・パートナーシップ拠出誓約会合における日本政府の方針について
- (3) TICADモザンビーク会議に参加登録したNGO職員のビザ拒否問題について

3. 協議事項

- (1) 日本によるナカラ経済回廊開発と社会的影響
- (2) 現在のカンボジア政治状況と、日本政府による対カンボジア外交政策・ODA政策

4. 閉会挨拶

○垂井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、本日は御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

時間が参りましたので、平成29年度NGO・外務省定期協議会第2回「ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

本日は、ODA政策協議会コーディネーターを務めておられます、私の左にいらっしゃいます関西NGO協議会の加藤理事と、私、外務省民間援助連携室の垂井で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、いつものとおり3点、注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

第2に、発言者は最初に御所属とお名前を御紹介の上、御発言をお願いします。

最後に、御発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

本日は、外務省側から梨田国際協力局長他、関係部署の各課室長等が出席します。

なお、NGO担当大使の牛尾審議官につきましては、都合により30分ぐらい遅れて、10時半に本議場に到着の予定でございます。その後、1時間ほど出席し、再度都合により退室せざるを得なくなっております。あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、初めに外務省を代表して梨田国際協力局長から冒頭の御挨拶をいたします。

局長、お願いします。

○梨田（外務省 国際協力局 局長）

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、どうもありがとうございます。

私は、今年の7月に現職に就任いたしました。その前は、約2年間、南部アジア部長というASEANと南アジア18カ国を担当する部署、その前はイラクで大使を務めておりました。

国際協力局はこれで3回目でございますので、一番古くは90年代の初頭、ちょうどODA大綱を作ったころ、私は課長補佐のようなことで、皆様とのつながりも、まだ小規模無償資金協力6億円という時代にこの局で働いたことがございます。いずれにしても、そのころから比べれば、皆さんとの協力関係も随分と隔世の感があるのではないかという気がいたします。いろいろと皆様の行っている活動と御意見などを各種取り入れながら、まだまだ十分でないところもあろうかと思えますけれども、20年前はこのような機会はなかったのではないかと感じております。

今日は、私は初めてこの場に参加させていただくわけですし、ぜひ忌憚のない御意見を頂戴し、意見交換をさせていただきたいと思えます。

特に、今は河野太郎外務大臣という、NGOの方々とも非常に深い関係を有し、長年におけるサポーターとして外務大臣にいられているということは、私どもにとっても心強い限りだと思います。最近も、NGOの皆様の活動を支援するという趣旨の国会での答弁などもございました。

一方で、我々にとっては予算とか、皆様にとってはガバナンスとか、課題も残されてい

るかと思っておりますので、そういった点も御議論させていただければと思います。

非常に多岐にわたる議題が今日も俎上に上っていると思っておりますので、効率よく議事進行を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

局長、どうもありがとうございます。

では、議題に入らせていただきます。最初に報告事項でございます。

冒頭から申しわけないのですが、外務省側の議題1の対応者であります国際協力局の今福政策課長が今こちらのほうに向かっていらっしゃるところでございますが、挨拶の途中に入るかと思つたのですが、間に合わなくて恐縮でございます。

もし可能でしたら、先に(3)の「TICADモザンビーク会議に参加登録したNGO職員のビザ拒否問題について」から開始したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、順序を入れかえて、初めに「TICADモザンビーク会議に参加登録したNGO職員のビザ拒否問題について」ということで、ODA政策協議会コーディネーターの高橋理事から御報告をお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ODA政策協議会コーディネーターの高橋です。

それでは、今、御紹介いただきましたように、報告事項(3)「TICADモザンビーク会議に参加登録したNGO職員のビザ拒否問題について」、私から提題させていただきたいと思つます。お手元の報告事項3の資料に沿って問題提起をしたいと思つますので、どうぞ御参照ください。

議題の背景でございます。今年の8月、モザンビーク共和国でTICADのフォローアップ閣僚会合が開催されたことは皆さん御承知のことかと思つます。実はその会合に今回日本外務省経由で参加登録がされていた日本のNGO職員、本日も御出席いただいておりますけれども、日本国際ボランティアセンターの渡辺直子氏が、ビザ発給をモザンビーク政府より拒否されるということが起こりました。

続いて、この方は10月にも同国で開催された民衆会議に出席するためにビザ申請をしましたが、渡航予定までにビザの審査が終わらないという理由で発給がなされずに、渡航を断念しております。

8月のビザ発給については、外務省のほうからはモザンビークの大使館に問い合わせをしていただきましたけれども、司法当局の判断ということで、それ以上の拒否理由の開示はない状態でありました。

また、2回目のビザ申請については、決して当該スタッフの渡航を未来永劫拒否するわけではないということで申請したわけですが、現在も審査が継続中ということで事実上渡航できない状態が続いております。

これに関して、お手元の資料にも別添でつけさせていただきましたけれども、市民ネットワーク for TICADから、市民社会の参加を保障しているはずのTICAD会合の原則に反する

という声明が出されておりますし、また、私たちODA政策協議会コーディネーターのほうからも、TICAD参加予定のNGO職員のビザ不発給問題を非常に懸念する、外務省へ対応を求めるといふ趣旨の要請を出させていただきました。

この問題を私どもコーディネーターから今回発題させていただきますのは、これが一NGO職員、一スタッフの問題ではないからです。実はこのスタッフの渡辺さんは、今までこのODA政策協議会でも日本政府の援助事業であるプロサバンナ事業での報告を行い、その事案に対して異議を唱える農民たちの声を伝えてきた方でございます。また、モザンビーク政府のガバナンスについても、やや問題があるのではないかということをも主張されてきた方です。

私どもは、こうした草の根の問題を指摘して、ODAのよりよい改善、それから外務省、日本政府とNGOの協力を進めようというスタッフがビザを拒否されるということが、今後も続いていくようなことがあるのだろうかということをも非常に懸念しております。

3の「議題に関わる問題点」のところに行きたいと思っております。懸念している点としては、大きく4つ考えております。

1つは、TICADという日本政府が主導する国際会議で、外務省経由で参加登録がされたNGOがビザ不発給、入国拒否の扱いを受けた、これについて日本政府としてどのような対応をしていくべきだろうかということです。

2つ目は、今申し上げましたように、プロサバンナ事業にかかわる調査・研究・提言をしていて、この会議でも発言してこられた方が不発給という対応を受けたということで、こういった草の根の調査・研究をするようなNGOスタッフが自由に発言したり活動できる余地が狭められていくのではないかという論点です。

それから、今日の議題でもありますけれども、世界的にも今NGO・CSOの活動の自由な領域が非常に狭められる傾向があちこちで出てきている中で、SDGsの目標16では、市民社会とのパートナーシップ、基本的自由の保障といったことが掲げられているわけで、これをNGOと政府が協力してどういうふうに進めていけるのかということを考えています。

さらに、日本のほうを振り返ってみれば、開発協力大綱にもNGOとのパートナーシップ、それから、今、局長からもお話がありましたように、外務大臣もNGOの支援をしていくということを明言されている中で、こういう問題に対してNGOと外務省でどのように協力して解決していけるのかということをも、この議題の背景として申し上げたいと思っております。

具体的には、本日4点、外務省のほうから御報告をいただければと思っております。1つ目は、日本政府が主導するこういった復興・開発協力にかかわる多国間国際会議において、過去に入国拒否された事例があったのかどうか。もし過去にあった場合には、日本政府はどのように対応してきたのかということをも教えていただければと思っております。

2点目は、今回コーディネーターのほうからも要請書を出させていただいておりますけれども、ちょうど前回の協議会が終わった後のことでしたので、それに対してどういう対応をされたかという御報告、御回答をいただいております。ぜひ、この場で教えていただ

ければと思います。

3点目は、先ほど申しあげましたように、今回のビザ拒否問題とプロサバンナ事業への調査・研究・提言活動が関係があるのかどうか、これについて外務省の御見解を教えてください。

4点目についてですけれども、今回非常に残念な状況が続いておりますけれども、決して外務省とNGOでぶつかるということではなくて、どういうふうと一緒にこの問題を解決していけるかということですので、外務省としてこういったことにどういうふうに関与をサポート、あるいはバックアップしていただけるのかということについて、御見解を伺えればと思います。

私のほうからは以上を提題したいと思っております。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

高橋理事、どうもありがとうございます。

それでは、今、議題の論点として御紹介をいただきました4.の4点につきまして、外務省側は2つの課室の関係者から回答いたしたいと思っております。

2点目と3点目につきましては、アフリカ部アフリカ第二課の望月地域調整官から、1点目と4点目の事項につきましては、国際協力局民間援助連携室の佐藤室長から返事をいたします。

最初に、もし可能でしたらまとめてということで、2点目と3点目として望月地域調整官から発言をお願いいたします。

○望月（外務省 アフリカ部アフリカ第二課 地域調整官）

アフリカ部の地域調整官の望月です。どうぞよろしくお願いいたします。

政策コーディネーターの御要請に対して外務省のとした対応ということですので、TICAD閣僚会合自体は8月の下旬でございました。今、お話があったとおり、渡辺直子さんのビザ申請で発給が拒否されたということで、それが8月の前半にそういう状況になったということで、コーディネーターからの御要請がたしか8月の16日とか17日ぐらいだったかと思っております。

そのような閣僚会合直前の結構慌ただしい中で、実際のところ、在京モライス大使とかイルダ次席も既に現地に用務帰国で行ってしまったのですけれども、何とか連絡チャネルを維持いたしました。本国ハイレベルにも我が方の問題意識を伝達し、私自身も出張して、現地でも閣僚会合前に再度の働きかけを行っております。

査証発給とプロサバンナ事業との関係というところでございますけれども、実際のところ、モザンビーク側からは、高橋コーディネーターからもお話があったとおり、査証発給拒否理由の開示が行われておりません。査証発給は当該国政府の主権事項であるということで、査証発給拒否理由というものは開示されないのが一般的です。今回のケースについてもある意味同様の形で、モザンビーク政府側への理由を説明してほしいというこちらからの要請に対して、その理由の開示はできないという回答に接していたところでございま

す。

一方、当方からの累次の照会に対して、それから働きかけに対して、渡辺直子さんへの永遠の査証発給がなされないという決定がとられたわけではないということは明言してもらっております。これは入国管理局にも確認をした上で、そういうことではなく、査証の検討というのはケース・バイ・ケースで行われるものであるという説明が先方から行われております。

その後、10月の民衆会議に御出席で主張ということで、再度の査証申請が行われたものに対しては、拒否ということではなく審査が続いているという説明で、実際、本当に残念なことでございますけれども、10月の民衆会議への出席がかなわなかったという状況になってしまっております。拒否ではなく、審査が続いていると。その後もこちらからは累次の状況の確認、それから査証の発給というものに対して働きかけを行っておりますけれども、現在に至るまで審査が続いているという説明が先方からは行われております。

以上でございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

望月地域調整官、ありがとうございます。

続きまして、今度は1点目と4点目の関連事項につきまして、民連室の佐藤室長よりお願いいたします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

11月30日に民間援助連携室の室長となりました佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

1点目ですけれども、参加登録がなされた市民社会の参加者が会合の開催国で入国を拒否された事例はあったかということですのでけれども、こうした事案について、省内で以前からくまなくフォローしてきたわけではありませんので、全ての事例を正確に把握するということはできないのですけれども、民間援助連携室のほうから国際協力局の国別課にそれぞれ照会しましたところ、そのような事例については承知していないという回答を得ております。

そして、4点目、またこういう事例が発生した時にはどのような対応が可能かということですのでけれども、仮に同様の問題が発生した場合には、NGO側の関係者からもお話を伺いながら、状況に応じて、いかなる協力が可能か、これはケース・バイ・ケースで適切な対応について検討したいと考えております。

いずれにしても、NGOと外務省は公式な意見交換の場であるこのNGO・外務省定期協議会のみならず、地域や分野ごとに日ごろからさまざまなレベルで連携を行ってきております。今後ともこの連携を深めていきたいと考えております。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

望月地域調整官、佐藤室長、御報告ありがとうございます。

これに対してNGO側の皆さんからいかがでしょうか。

では、長谷部さん、よろしくお願ひいたします。

●長谷部（日本国際ボランティアセンター 事務局長）

日本国際ボランティアセンターの長谷部と申します。

今回は、我々の団体の渡辺直子のビザ問題をこういった場で取り上げていただいたことを、まず感謝したいと思います。

私ども、開発のさまざまな現場で、市民に密着した立場で、なおかつ現地のNGOとさまざまな形で連携しております。そういったところでの政策提言というのは非常に重要だと、私どもの団体では認識しております。

また、ODA大綱におきましても、市民社会との連携というところはうたわれております。これを読みますと、開発協力に関する提案を初めとする国民各層からの意見に耳を傾けるという文章が大綱の中に盛り込まれておりますし、JICAのほうで作成されています環境社会配慮ガイドラインを読みますと、重要事項が7点あるのですが、その中でもステークホルダーとの十分な協議・連携というのをきちっとうたわれております。そういう意味で、こちら私どもの団体が目指すというところもそうですし、各ポリシーペーパーの中にもきちっとうたわれているという認識を改めて述べたいと思います。

今まで、望月さんを初め、いろいろな形で協力をいただいているのですが、8月の国際会議の出席、また10月も再度ビザを申請して、今の御回答ですとまだ審査中であるということ、また以前は司法判断を待っているということではあるのですが、正直、このままの状態がどういうふうに行くのであろうか。また、外務省の皆様としてはどのようなアクションをとってくださるか。そういったところをどういうふうを考えているかということをお伺いしたいと思っております。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

お隣の渡辺さん、何か補足されることはありますか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

今の質問に関連するという意味では、この審査が続くということは、永遠に審査中だといって私が入れない可能性もあるということなので、そのところに対してどういう御見解をお持ちで、どういうふうに御対応していただけるのか、具体的にそのあたりを聞かせていただけるといいかなと考えております。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

今の長谷部事務局長、JVCの渡辺さんからの御指摘、まだ審査中であると、このままの状態に対応をどうするのか、これから入れない状況だとどういふふうな対応をとられるのか、こういった点でございますが、望月地域調整官、よろしいですか。お願いします。

○望月（外務省 アフリカ第二課 地域調整官）

査証の発給については、主権国の判断に委ねられるということで、私どもができることはある意味限られております。

ただ、その中において、こちらからは粘り強く働きかけを続けて、何とか一日も早く査証発給が実現するように、今後も努力を続けていきたいと思っております。とにかく今は待つしかないという状況かと思っております。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

お時間が少し限られてはいるのですが、谷山さん。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。国際協力NGOセンターでコーディネーターをしております谷山といいます。

今日は、JANIC、国際協力NGOセンター及び政策協議会のコーディネーターの立場でコメントさせていただきたいのですが、そもそも何で政策協議会のコーディネーターがこれを議題に上げたか、あるいは、それ以前に要請書をお出ししたかということです。これは、TICADという個別の、日本の政府が主導している会合で起こったということだけではなくて、2つ大きな政策論点があるから、私たちとしても関心を持って外務省と協議を続けたいということがかかわっております。

1つは、NGOの政策環境、あるいは市民社会スペースの問題です。これについては、いかにNGOが活動しやすい環境を作って開発に正のいい効果をもたらすかということで、まさに政策課題であるという取り上げ方をしております。

もう一つは、ODAの被援助国のガバナンスの問題です。ODAはガバナンスを改善するために効果あるべきと考えておりました、逆にODAによって負のインパクトがあってはいけない。それを避けるために、官民が協力してどのような対処ができるかという観点で問題提起をさせていただいています。まさに、現地の市民社会が国際的なNGOの連携、あるいは監視から切り離された時に、現地で人権侵害、弾圧が進むという危惧すべき事態がいろいろな国で起こっている。モザンビークもその事例に当たるのではないかと、そのような事例が他の国にも波及するのではないかとこの時に、この事例を一つのケースにしなから、どういう協力ができるのか、それぞれの立場もあるでしょうし、あるいは難しい案件だとはわかっていますが、これはもうしようがないのだということではないと私たちは思っていますので、取り上げさせていただきました。ぜひ協議を続けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

では、高橋さん。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

望月地域調整官、佐藤室長、どうもありがとうございました。

まずは、この間、この問題に対応していただいているということがよくわかりました。

一方、まだ解決していないということが率直な状況ですので、先ほど望月地域調整官が言われたように、単に待ち続けるというだけではなくて、ぜひ引き続き働きかけを続けていただければと思っております。

それから、佐藤室長に就任早々こういった事案で御発言いただく形になって、とても残念に感じておりますけれども、ケース・バイ・ケースということでありましたけれども、この件についてはもう起こってしまった、終わってしまったということではなくて、ぜひ引き続きフォローをこの会議でさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

今のはコメントということによろしいですか。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい。コメントです。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、報告事項の次に行きたいところがございますが、まだ今福課長が到着しておりません。

○梨田（外務省 国際協力局長）

もしよろしければ、予算は私がやりますよ。報告事項の(1)ですか。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

はい。

よろしいですか。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

私としてはありがとうございます。局長にお答えいただけるのであれば。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、ここからはできるだけ予定どおり、冒頭の議題に戻らせていただきまして、「2018年度外務省予算要求におけるODA関連予算・SDGs関連要求について」ということで、冒頭はSDGs市民社会ネットワークの進行役、大野さんから御発言をお願いします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

ありがとうございます。私、セーブ・ザ・チルドレンの大野と申します。

今日は、SDGs市民社会ネットワークという、NGOとNPOのネットワークであります、SDGsの達成に向けたネットワークであります市民社会ネットワークの立場として、この御質問を上げさせていただいております。

まずは、外務省の地球規模課題総括課の皆様を初めとして、SDGs実施指針の策定、またその実施に関しまして、いろいろ市民社会と一緒にやらせていただいて、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

その上で、実は1年前もほぼ似たような御質問を差し上げているのですけれども、前回、4月ごろにいつも決まるODAの開発協力の重点方針に関しましては、予算の裏づけがついているものが中心的に重点方針に上がってくるのだという御説明をいただいております、その観点から言うと、予算がどのように決定するかというのが非常に重要であると私たちも認識しております、今、予算請求、概算請求をなさっていると思いますし、まだ、閣議決定の前かと思いますが、来年度の予算についての御説明を頂戴できればというのがまず第1点でございます。

第2点目ですけれども、SDGsが2015年に策定されて、その後、実施指針も日本としても策定していただき、また今年度の骨太の方針のところでも、外交のところにもSDGsをやっていくのだということを明記してくださって、本当にありがたく思っています。

その上で、SDGsがあり、実施指針があり、骨太の方針がある中で、具体的にどのようにSDGsの達成に向けた予算のシフトが行われているのか、そこはやはり知りたい。それはSDGsを実質的に主流化していく上でも非常に重要なポイントなのではないかということで、今回報告をいただきたい内容ということで、できればSDGsを明示したような予算の請求とか、そういう項目内容等がありましたら御教示いただきたい。

例えば、内閣府でSDGs未来都市構想に予算を請求なさっているとか、ある意味、各省庁でもSDGsを明示した予算請求が少しずつ出てきているかなと聞いております。

あと、先週行われましたSDGsの推進の円卓会議のほうでも、市民社会のみならず、さまざまなセクターの委員の方がいらっしゃるのですけれども、そこにおいても予算はどうなっていますかという御質問が出されたのです。そういった形で、SDGsを推進するさまざまなセクターが、政府としてどのように推進のための予算をつけていくのかということに高い関心があるという背景もございまして、今回、このような御質問をさせていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

大野さん、どうもありがとうございます。

では、質問点としては2点ということで、来年度の予算の話が1点目、2点目がSDGsの推進に向けて予算がどうなっているのか、どう向けていくのかという話というふうに承りました。

では、局長、宜しく申し上げます。

○梨田（外務省 国際協力局長）

私の両隣がないのは、まさに予算折衝というか、大詰めを迎えている。申しわけないですけれども、協議会をこのタイミングで開くというのは次回以降は考え直したほうが。かつ、まだ来年度予算のことを申し上げられないのです。もうちょっと遅ければ、こういうふうになりますということが申し上げますし、来年度の執行等の方針も固まった段階であれば、より詳細に御説明できるかと思うのです。ただ、最後、我々からすれば一円でも多くとりたいと思って、特に私の立場からすれば、ODAを一円でも増やしてくれという

ことですので、まず、タイミング的に、来年度はどうなるかという詳細は、残念ながらこの場で申し上げられることではございません。

一方で、今、ODAというのは多岐にわたるところに使われております。大野さんがおっしゃるSDGsというのはある意味一丁目一番地の一つですし、無償資金協力、JICAの交付金、国際機関への拠出金、そして皆様の活動に対してと。ただ、今、SDGsは分野が広いですよ。ですので、伝統的な人道系のものから、場合によってはインフラまでSDGsとカウントされるということですので、何ををもってSDGsなのかという部分もございませけれども、少なくともSDGsを推進していくということについて、我々として少なくとも予算面を減らすという考えはございません。

ただ、税収が減るとか、そういう事情もあって、本予算もさることながら補正予算も来週閣議決定する予定だと聞いておりますけれども、残念ながら去年よりは少なくなりそうだと。これはひとえに全体のパイが小さくなるということで、ODAだけが減るというか、ターゲットにされているということではなくて、全体の予算規模が圧縮されるということで、それはもうどれも等しいわけでありませ。

ただ、我々としてもただならぬ予算をつけるつもりはない。ただならぬというのは、前年と同じということではなくて、しっかりめり張りをつけて必要なものに割り振っていくという考えは根づいておりますので、重要性を加味しながらやっておりますし、国際機関に対する拠出金なども非常に厳しい目で見えております。非常に厳しい目で見ているというのは、彼らの活動、あるいは我々として例えば邦人職員を増やしたいという思いもございませ。邦人職員が頑張っているようなプロジェクトとか、そういったきめ細かいところも見て、つけるという考えでいませ。

SDGsを離れて言えば、最近だと例えばテロ対策とか、あるいは世界の紛争ですよ。例えばミャンマー、バングラデシュの問題であるとか、フィリピンのミンダナオであるとか、こういったところは昨年度の要求時においてはなかったような事例ですので、こういう新しい問題にも対処するというこも入っております。

非常にすっきりしない説明かもしれませんが、今日言えるのはこのくらいでございませ、あと10日ぐらいたつと、違った説明ができるのではないかとと思ませ。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

梨田局長、ありがとうございます。

大野さんのほうから、何かコメントはございませでしょうか。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

ありがとうございます。

日程のことは本当におっしゃるとおりで、なぜ閣議決定の前にいつもこの質問を出すのかと我ながら思っているのですが、基本的に閣議決定をなされた後に、また別個、地球規模課題総括課であるとか、あるいは議員の先生方のSDGsの推進委員会等々でまた御説明をお願いすることが出てくるかと思ませますが、その際はぜひよろしくお願ひいたします。

確かに、予算が今決まっていない段階で、細かくこういうふうに決まりましたと言っていたのは非常に難しいということは重々承知しているのですが、市民社会側としてやはり非常に気になっているのは、SDGsができて、実施指針があり、それらをフックにして、ODAの中の予算の配分の部分を、重点の部分も含めて、どのような方針でSDGsの何に重点を置いてODAの予算化を進めているのか、その方向性みたいなものだけでも、今の方針等をお聞かせ願えればと思うのですが、そちらはいかがでしょうか。

○梨田（外務省 国際協力局長）

すみません。思わず周りを見てしまったのですけれども、改めて。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

すみません。周りがいらっしやらないところを突っ込んだ御質問を差し上げましたけれども、SDGsができたことで、ここで正直に申し上げると、今までと違うやり方として市民社会側で期待していることは、No one will be left behind、誰一人取り残さないという部分がどういうふうに現実的に実施されていくのかということに非常に気にしておりますし、今日の議題は全部そうなので、この後の協議事項も含めて、全てSDGsにかかわるさまざまなことがリアリスティックにいろいろ起こっていますので、そういうことをSDGsがある時とない時でどのように変わっていったのかということに注視しているということだけお伝えできればと。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

○梨田（外務省 国際協力局長）

せっかくですから、特にここをやるべきだという御意見はありますか。多分やっておられる事業によっても違うと思うのです。次に教育というのが出てくるとは思いますけれども、例えば我々は、保健分野というのは、まさに今日からユニバーサル・ヘルス・カバレッジが始まったりして、非常に力を入れている分野でございます。教育も、ODAを使った支援という意味ではある程度まとまった額というのは今までもやってきているところだと思います。

一方で、MDGsと違って通信簿みたいなものが今ないですね。あるのですか。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

通信簿というより、指標がそれぞれに。

○梨田（外務省 国際協力局長）

達成度のそういうのが出ていましたか。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

指標自体はまだ固まってはいないので、まだまだいわゆる通信簿ができるような。

○梨田（外務省 国際協力局長）

だから、まだ遅れている分野とか。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

それは個別に、例えばヨーロッパのある研究財団が先進国をSDGs達成ごとにランクづけしたりという研究が、いわゆる国連の枠組みではなくて、いろいろな研究財団が出してい

るのがあります。

○梨田（外務省 国際協力局長）

ですよね。だから、MDGsの時はMDGs自らそういう点数がついていたかと思います。なので、特にここは手がついていないのではないかとか、おくらしているのではないかとこのがあれば、むしろ御意見を伺ったほうがいい。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

ありがとうございます。では、非常に簡単に。

ここはODA政策協議会なのですけれども、日本国内でも達成しなければいけないという部分においては、特に日本の評点が低いのはジェンダーの部分と、再生可能エネルギーの使用の部分、責任ある生産と消費の部分などです。あと一つ、衝撃なのは、格差の部分が日本は非常に弱いというところがあります。

ODAに関して言うと、もちろん個人的には、セーブ・ザ・チルドレンですので、例えば教育とか保健とか、子供たちに利益のある部分を重視していただきたいというのはありますけれども、市民社会全体としてはどの分野を優先してやるというよりも、例えばSDGsがある目標に関してはプラスの効果があるのだけれども、それが同時にある効果に関してはマイナスの評価が出るようなケース、それは目標のトレードオフがあるようなケースも非常にあると思うのです。

そのように、ある分野のある支援がある目標に関してはプラスなのだけれども、それが他の目標にマイナスを及ぼさないか、例えば格差を広げないか、あるいは再生不可能なエネルギーの使用をふやしていないかとか、そういうSDGsを360度俯瞰してちゃんと見ること、トレードオフを意識することということが必要だと思います。それは日本に限らず、まだまだどの国もチェリー・ピッキングの形でこの目標をやりましょう、この目標をやりましょうという傾向という部分があります。

お答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

もしよろしければ、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

では、報告事項の2番目に移らせていただきます。「教育のためのグローバル・パートナーシップ拠出誓約会合における日本政府の方針について」ということで、教育協力NGOネットワークの城谷副代表から御報告をお願いします。

●城谷（プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシー担当シニアオフィサー）

よろしくお願ひいたします。

教育協力NGOネットワークは、途上国で教育支援を行う21の国内にあるNGOから成るネットワークでございます。

本日は、教育のためのグローバル・パートナーシップ、GPEと呼んでいますが、拠出誓約会合における日本政府の方針について、御提案と御質問をさせていただきたいと思ひます。

GPEは、MDGsの教育目標の一つでありました初等教育の完全普及の達成に向けた国際的な

パートナーシップとして、2002年に世銀の主導で設立されました、教育支援に特化した唯一のグローバルファンドになります。

日本政府は、これまで拠出誓約会合においてGPEへの資金援助を行うだけでなく、アフリカ諸国やラオスにおいてJICAを通じた教育支援事業をGPEと連携して展開したり、最近ですと、チャドの緊急事態に対してGPEを通じた緊急下の教育支援を行ったりするなど、GPEにとって重要なパートナーとなっております。

しかし、日本政府の2003年から2016年までの間のGPEの拠出金は、全ドナーによる拠出総額のおよそ0.53%となっております。先進国ドナー22カ国のうち17番目、G7諸国のうちでは最も少ない額となっております。

拠出誓約会合は4年に1度行われておりまして、次回第3回GPE拠出誓約会合が2018年2月1日から2日に、セネガルとフランスが共同でホストをしまして、セネガルのダカールで開催されます。本会合に向けた日本政府の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

まず、最初に御提案ですが、GPEを日本政府の教育援助政策の中で、脆弱国を含む低所得国、紛争及び災害影響国への初等教育支援のツールとして戦略的に位置づけることを御提案したいと思います。

日本の教育支援は、サブセクターでいいますと高等教育、モダリティーについては技術協力、対象国については中所得国に比較的実績が多くありますけれども、一方、GPEは初等教育、そして財政支援が行えるという比較優位がありまして、対象国は全て脆弱国を含む低所得国となっております。

GPEを日本の教育援助政策において脆弱国に対する初等教育分野の財政支援のツールとして位置づけて、GPEに積極的に貢献することで、二国間援助と多国間援助であるGPEとのすみ分けが明確になると思います。

また、2016年の世界人道サミットで設立が合意されましたEducation Cannot Wait基金、こちらは緊急下の子供たちの教育支援を行う基金ですけれども、今はユニセフが事務局を務めておりますけれども、今後、GPEのプログラムになる予定であります。この点に関して、日本が重視している緊急・人道支援における貢献の観点からも意義が高いのではないかと思います。

まず、質問ですけれども、2018年から2020年の3年間で、全ドナーに対して31億ドル以上が誓約されることをGPE理事会は目指しております。

1点目ですけれども、今回、日本政府が支援を表明する額が決まっているのか。もし決まっているということであれば、支援表明額を教えてくださいと思っています。

2点目ですけれども、日本政府は昨年、チャドにおける緊急支援としてGPEを通じた教育支援を行っておりますけれども、今後、このような補正予算を活用した支援を実施していく予定があるのかということをお願いいたします。

3点目ですけれども、前回の会合におきまして、政府の首脳とか、教育大臣、外務大臣等、閣僚級を含め800人以上が参加いたしました。今年はフランス、セネガルの大統領オフ

イスがコミットをしております、両国の大統領も参加すると聞いております。日本からは本会合にどなたが参加される予定でしょうか。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

城谷さん、どうもありがとうございました。

御質問が3点ということで、1点目が支援表明をする規模、2点目が補正予算を活用した支援の実施について、3点目が日本からの出席者と伺いました。

では、これに関しましては、国際協力政策課の今福課長より御返事をお願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

冒頭、すみません、まさに予算の関係でいろいろなところをお願いに行ったりしていましたので、遅刻しましたことをおわび申し上げます。でも、しっかり予算を確保することによって、皆様にも活用していただけるODA予算というものができのではないかと考えておりますので、何とぞ御容赦ください。

今、御質問いただきましたGPEに関する点につきまして、質問3点にお答えする前に基本的な考え方をお話しさせていただければと思っております。

今、御説明いただきましたように、まさにGPEというのが、普通の我々がやっている場合の予算とは違った、そういったメリットも持っているということは重々我々としても承知しておりますし、まさにGPEの取り組みというのは、日本政府が考えております教育支援と方向性というのも軌を一にしていると思っておりますので、しっかりと連携させていただければと考えております。

他方で、1点申し上げたいのは、二国間援助とマルチの援助というのがございますが、日本国内では今なかなか財政状況が厳しい中で、顔の見える援助をしっかりとやってもらいたいという要請がさまざまな方面から強く言われている状況がございます。

そういった中で、私どもとして、マルチの支援ではどうやれば顔が見えるかと。二国間の場合は、JICAが現場でいろいろ調査をやったり、NGOの方々にやっていただいているN連のお金などがまさに日本人が現場で日本の顔を見せて活動していただいているものでございますので、そういったそれぞれのいいところを活用していければと考えています。

先ほど御指摘がありましたように、財政支援というのはあまり日本政府の二国間の援助では実施していないところですので、まさにそういったところにマルチの強みというのはあるのかなど。他方で、そういう中でどうやれば日本の顔がもうちょっと見えてくるのか。ただ、お金を突っ込んでおしまいということだと、なかなか納税者に対する説明がつかないということもありますので、そういったところを含めて御相談させていただければと考えております。

あと、いただきました御質問につきましては、まずはGPEの増資誓約会合につきまして、GPEからも増資会合においてプレッジ、増額してほしいというような要請をいただいております。繰り返しになりますが、我が国の財政状況は非常に厳しい中でも、今申し上げたよ

うなGPEの予算、そういったところも含めて、引き続き支援を今検討しているところでございます。

ただ、増資会合における支援表明の規模というのは、やはり予算という形でいただかなければいけないものですから、財政当局、財務省ともよく相談しないといけないというのがまずございまして、現時点では金額等については決まっていないというのが現状です。

もう一つ、複数年コミットメントというのがよく求められるのですが、我が国の予算制度というのは予算単年度制といたしまして、毎年、その年に拠出する必要があるものをコミット、予算をとってプレッジさせていただくということになるかと思っておりますので、今年度についても引き続き必要な予算をお願いしていこうと考えています。

御質問の2点目のGPEを通じた教育支援で、補正予算を活用した支援につきまして、30年度の当初予算だけではなくて、平成29年度の補正予算とあわせて、今、財政当局に予算要求をさせていただいているところです。

先ほど御指摘がありましたように、チャドにおける教育の緊急プロジェクトは74万ドルの支援を昨年度はさせていただきましたが、実は補正予算についてはショートノーティスで、緊急の需要が生じた時に財政当局と協議してつけていただく予算なので、その瞬間に本当に緊急のこういう案件をやらないというものがある場合は協議の対象になるのですが、今年度につきましては残念ながら補正予算案件として適当な案件が事務局のほうから御提案がなかったので、今のところ補正予算で計上する予定はございません。

3点目、GPE誓約会合への出席者につきましては、外務省からも参加する予定をしておりますが、参加レベルについては残念ながら今の段階で調整中で、未定というのが現状でございます。

簡単ではございますが、以上です。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

城谷さんのほうからコメントはございますでしょうか。

●城谷（プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシー担当シニアオフィサー）

簡単に。

12月1日に、GPEの理事会議長で元オーストラリア首相のジュリア・ギラードさんが来日しまして、河野外務大臣のところにも表敬訪問をさせていただいたかと思うのですが、日本の経済規模に見合った支援を期待しておりますとおっしゃってまして、日本の援助としてもそのようになることを期待しております。

また、補正予算での拠出に関しては、国際情勢とか緊急度というものが非常に重要な決定要因になるということは私どもも承知をしております。教育における、今何が一番必要なのかということはNGOからも情報提供ができるかと思っておりますので、そのような協議の場が持てればよいのかなと思っております。

最後に、私ども教育協力NGOネットワークとしましても、GPEに関する国内の市民や議員

の意識啓発がまだまだ進んでいないという認識があります。ですので、そうしたSDGsの教育目標の達成のためにGPEが果たす役割をしっかりと国内での認知拡大ということと、それから政府への政策提言を同時に進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

コメントは特段よろしいですね。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、協議事項に移りたいと思います。協議事項の1つ目、「日本によるナカラ経済回廊開発と社会的影響」に関しまして、日本国際ボランティアセンターの渡辺直子さんから、まず御発題をよろしくお願いたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。日本国際ボランティアセンターの渡辺です。

私のほうからは、「日本によるナカラ経済回廊開発と社会的影響」ということで、これまでもビザの件で話題に上っていましたがモザンビーク北部における日本のODA事業についての議論です。

この議題を投げさせていただいたのは、ドナー国として被援助国のガバナンスにどう取り組むのか、またその責任というのをどのように果たすのかというのを、これまでもこの協議会で何度も議論をしまりました。そういう中で、結局、状況が変わらない、むしろ悪化しているということもありまして、そういう状況の変化も受けて、改めて議論をさせていただきたく議題提案をしました。

ポイントとしては、いろいろな事業において今後進めていく、進めていかないがわからないのですけれども、どのように現地の人々との信頼関係を醸成していくのかということと、これまでもここで何度も訴えてきているのですけれども、現地の人たちの人権侵害というものをどのように捉えて、きちんと理解をして、把握をして対応するのかということの具体策を改めて確認をしておきたいと考えています。

背景としましては、案件としては1つがナカラ経済回廊開発です。PEDEC-Nacalaというものがあのですけれども、こちらはモザンビークの北部5州で行われています。もう一つ、それと連動して、PEDEC-Nacalaが包摂している事業の一つとして、農業開発のプログラムとして今日も話題になっているプロサバンナというものがあります。これらがこの間進められてきました。

それは、官民連携というPPPのもとに進められてきて、投資というものがこの地域に非常に多く入っているわけですが、これについてNGO側としては、この協議会で協議を開始させていただいてから、2013年から、私は今年ビザの都合で入れなくなったわけですが、現地に10回ぐらい赴いて、現地の市民社会あるいは農民たちと実態調査を行って、

エビデンスあるいはファクトベースでそういった状況を伝えてきました。

現地から見られる状況としては、今申し上げているのは、こういったナカラ経済回廊開発だったり、あとプロサバンナを行う中で、現地の状況としては被害が確認されています。両方についてはこの協議会でも既にお伝えしてきたので、詳しいことは言わないのですが、それはファクトベース、エビデンスベースできちんとお伝えしてきたということがあります。それで、対応していかないと状況は悪化していくということで警鐘を鳴らしてきた、あるいは対応をお願いしてきたのですけれども、結局はそれが改善されないばかりか、悪化していきました。

さらには、事業実施主体であるJICAの社会介入、現地市民社会の分断とも思えるような事態が発生したので、現地の農民たちがプロサバンナ事業に対し、異議申し立てという最終手段ともとれるようなことをこの4月にしたところです。それは、現地で弾圧だったり、脅迫だったり、いろいろなことが事業下で起きる中で、非常に怖い思いをしながら彼らは行いました。その結果が、11月1日に、異議申し立てに対して、JICAの環境社会配慮ガイドラインの違反はなしということで結論が出ています。

我々としては、結論どうこうというよりは、そこまで追い詰められるような状況にこの事業がなっていた。私も現地で調査をする中で、明らかに目に見える被害が起きている、現地がそのような状況になっていったということを踏まえて議論をしたいと思っています。

異議申し立てについても、ここの2ページにあるのですけれども、ガイドライン違反はなしということでそのまま進めていいということにはなっていません。ここに書いてあるとおり、異議申し立ての審査結果においても、当事者間、政府側と事業対象者である農民の間の認識の違いと、その背景についての理解を深めること、そして、きちんと信頼関係を築くことが今後事業を進めていく上で大前提だと言われています。

ただ、このガイドライン違反なしとなったその直後に、現場のほうでこの異議申し立てをした農民や市民社会のことを批判する発言を、ナンブーラ州、事業対象州の農務局長がしています。既にそういった事態が起きています。なので、やはりガイドライン違反がないというふうに出たことのリパーカッションというか、反応というのは既に出始めていますし、そのことの影響の大きさというのは、やはり監督省庁である外務省としては承知しておいていただきたいと考えています。

一方で、この議題を出していることの一つとしては、モザンビーク政府のガバナンスの悪化というものがあまして、それが全く状況は変わっていない。ガイドライン違反なしと出たものの、別にガバナンスの状況が変わったわけではないということがもう一つあるかと思います。

一つには、財務、借款にかかわることですけれども、2016年4月に債務隠しというのが発覚して、それがいまだ解決されていません。もう1年半以上たちますが、アメリカのFBIまで入るほどの事態になって悪化をしていることがあります。また、来年選挙を迎えるわけですけれども、その中でナンブーラ州の市長が暗殺されるということで、治安状況、社会

状況の不安が増大しています。

そういう中で、いま一度、ドナー国として、ガバナンスに対する取り組み、責任というものを議論したくて、3ページにある質問というのを投げさせていただいています。

1つ目については、モザンビーク全体のガバナンス状況への見解と、どのような方法でそれを行っているのかということ。もう一つは、債務隠しに関する説明と見解です。あと、日本としてもこの事態は見逃せないということで借款をとめているわけですがけれども、今後どうしていくのかということをお聞きできればなと思います。

もう一つは、プロサバンナ事業ということで、プロサバンナ事業の異議申し立てそのものへの見解ではなくて、異議申し立てがあったことへの見解と、その結果を受けて今後どうしていくのかということの具体的なお答えをいただければと思います。

また、これは6番目ですがけれども、7と書いてある、異議申し立ての審査結果が本来申立人が出した言語ですぐに調査結果が出してほしかったのですがけれども、読めない状況で1カ月以上放任されていたということがあって、それを踏まえての質問をさせていただいています。

私のほうからは以上です。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

渡辺さん、どうもありがとうございます。

とりあえず、事前質問では6点あったのですがけれども、今、御質問は3点でよろしいですか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

質問は6点で大丈夫です。

1個、言い忘れました。私のミスですがけれども、質問の(3)の「無償については、今年の7月に海外メディアで」というところについては、既に事前協議でお答えをいただいている、こちらについては自分で削除したつもりが、できていなかったもので、こちらについては特に御回答は不要です。ありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございます。

では、5点ということで、順次外務省側からお答えをさせていただければと思います。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

6点です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

1点は削除ということで。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

1点のうちの一部を削除です。(3)の後半部分だけ削除です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

「なお」からですね。承りました。

では、まず、外務省側がアフリカ部アフリカ第二課の金子課長、その後、国際協力局国別開発協力第三課の大場課長から御返事をお願いしたいと思います。

最初に、金子課長からお願いいたします。

○金子（外務省 アフリカ部アフリカ第二課 課長）

初めまして。私はこの協議会に参加するのは初めてでございます。今年の7月にアフリカ部アフリカ第二課長に就任いたしました金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、渡辺様のほうから御質問がありました最初の2点について、私のほうからお答えしたいと思います。

まず1点目のモザンビークの財務管理だけではなくて、いろいろな意味でのガバナンスの状況についての見解ということです。また、それをどのように政府として把握してフォローしているのかという御質問だと思います。

これについては、大使館がもちろんモザンビークにはございますので、日ごろか、政府だけではなくて、現地の他の外交団とか、あるいはいろいろな方から情報収集ないしは意見交換を通じて、いろいろな見方、見解、あるいは事実関係等を収集しております。そういった形で、政府としても、モザンビークの政府の財政管理を含むガバナンスについてはフォローを行っているというところでございます。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

今の状況に対しての見解を。

○金子（外務省 アフリカ第二課長）

特に財務状況については、まさに非開示債務の問題というのが指摘されていますけれども、国際社会でも言われていますとおり深刻な状況だと見ています。現時点では国際的な独立監査が入っていますが、まだ報告書の全文が公開されていないというところで、日本政府としても引き続き注視したいと思います。モザンビーク政府に対し、IMF等の関係者と協力を促しておりますし、また、モザンビーク政府のそういう国際社会との協力、あるいは民間債権者との交渉等の状況を引き続き注視していきたいと考えています。

今の点と2つ目の御質問が若干重なるかもしれませんが、今年3月にニュシ大統領が来日された際の共同声明の中に書かれたものをどのようにフォローアップしているのかということだと思います。特に、モザンビークの財務状況について、あるいは彼らのIMF等への協力、情報開示への非協力状況についての見解ということでございますが、日本政

府としてもモザンビークに対しては、債務持続性の早期回復に向けて必要な情報開示を行うように促してきております。これはあらゆるレベルでやっております。

モザンビーク政府には、IMF及びその他関係者、当事者と協力して、可能な限り早急にこの問題を解決することを期待しております。

以上でございます。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

お答えいただかなかったのが、和平、民主主義、人権を含むガバナンスということで御質問させていただいて、債務のほうはお答えいただいたのですが、もう一方のほうの御回答をいただけますか。

○金子（外務省 アフリカ第二課長）

ガバナンスや和平の現状につきましては、モザンビーク政府もいろいろな形で包括的な対話プロセスに取り組んでいると思います。ご指摘の点については、野党側との関係等いろいろな反政府の方々との関係がありますが、対話をする努力をしているというふうには見ております。いろいろな見方がございますので、大使館あるいは現地のいろいろな方々との意見交換や、あるいは国際機関の方々との意見交換を通じて引き続きフォローしていきたいと考えております。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

見解はないということですか。ちょっとよくわからなかったのですが、情報収集の仕方というのは今お答えいただいたと思うのですが、それを踏まえてどのように状況を認識していらっしゃるということがよくわからなかった。

○金子（外務省 アフリカ第二課長）

恐らく発展途上の国でございますので、いろいろな意味で課題はあると思います。ですので、そこは課題が生じた時には、日本政府としてもいろいろな政策対話なり、あるいは二国間の意見交換の場を通じて話をしていきたいと思っております。今の時点で、評価ということをおっしゃっているのですか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

そうです。例えば日本政府として今おっしゃったような情報収集をされている中で、モザンビークの状況をどう理解しているのか。それがない以上は、どのようにガバナンスに取り組むのかということとはできないわけですね。

○金子（外務省 アフリカ第二課長）

いろいろな課題があるということは認識しております。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

いろいろな課題というのは、例えばどういうことですか。

○金子（外務省 アフリカ第二課長）

それは、野党側との対話を進めていく必要があると思いますし、ある意味、民主的、平和的なプロセスでいろいろな対立等を解決していく必要があるというふうに考えております。二国間の協力のいろいろな枠組みを通じて、この国の安定と発展に協力していきたいと考えております。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

金子課長、どうもありがとうございます。

では、(3)以降です。これに関しましては、国別三課の大場課長よりお願いいたします。

○大場（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長）

外務省国別開発協力第三課長の大場でございます。よろしくお願いたします。

質問3点目のいわゆる非開示債務問題と、それを受けた日本政府の援助の方針という御質問についてお答え申し上げます。これは、外務省では非開示債務問題と言っていますので、こちらの用語で非開示債務問題という言葉を使わせていただきます。

昨年、この非開示債務問題が発覚いたしまして、それに伴ってモザンビーク政府の債務をめぐる取り扱いについて疑義が発生しました。具体的には、債務管理の透明性ですとか、債務の持続性が十分かどうかという問題が発生いたしましたので、日本政府としては新規の円借款をそれ以降見合わせているという状況でございます。

今年の3月にモザンビークのニュシ大統領が訪日しましたが、その際にも非開示債務問題の解決と債務持続性の回復が新規の円借款の供与の前提ですということをお伝えして、対応を求めたところでございます。

引き続き、日本政府としてはモザンビーク政府の非開示債務問題への対応、債務持続性の確保に向けた取り組み、あとは先ほどもありましたけれども、IMFの動向について関心を持ってフォローしていく考えでございます。

一方で、無償資金協力ですけれども、これについては相手国から返済を求めない形態ですので、債務持続性にかかわらず供与をすることが可能です。引き続き、実施しております。引き続き、二国間関係ですとか、個々のプロジェクトの開発効果等を見ながら、供与の是非について判断していくことにしております。

いずれにしましても、モザンビークが現在取り組んでおりますのは、包括的な経済発展、それから貧困からの脱却ということを目標に取り組んでおりますので、日本政府としてはこの目標に資する支援を現地社会の状況に十分注意しながら、真に現地の人々が裨益する形で計画、実施していきたいと考えております。

次の4点目の安倍総理のモザンビーク訪問時の700億円のコミットメントのフォローアップ状況でございます。資料には2014年2月とありますがけれども、正確には2014年1月に安倍総理がモザンビークを訪問しています。その際に発表しましたが、ナカラ回廊を中心にして、道路、港、エネルギー、環境、保健、教育等を含めた総合的開発のために、5年間、

具体的には2013年から2017年までになりますけれども、約700億円のODAの支援を実施していくということを表明しております。

これまでの実績でございますけれども、約600億円、ODAを実施しております。ベースは、有償の資金協力、無償資金協力の実施に当たってE/Nという交換公文ベースの数字になります。年別の内訳を申し上げますと、援助の形態は3つありまして、技術協力、無償資金協力、有償資金協力、それぞれについての数字を申し上げます。

2013年につきましては、技術協力として約7億円、無償資金協力約43億円、有償資金協力約147億円実施しております。翌2014年につきましては、技術協力として約10億円、2015年が技術協力約10億円、無償資金協力約41億円、有償資金協力約292億円、2016年、去年は技術協力として約8億円、無償資金協力として約12億円、今年2017年につきましては、無償資金協力として約34億円。これが内訳でございます。この合計が約600億円でございます。

今後の協力ですけれども、現時点で新規に確定しているものはございません。個々の事業の妥当性を個別に判断していく考えでございます。

次に、(5)の御質問は、異議申し立てがあったことを受けた見解と、今後の方針、対応ということでございます。今年4月に現地の住民からJICAに対して提出されました、ガイドラインに基づく異議申し立てにつきましては、11月1日に、異議申し立ての審査役による調査報告書がJICA理事長に提出されて、申立人に通知されたと承知しております。

ガイドラインに基づきまして、既にJICAの事業担当部署が調査報告書に対する意見書を12月1日付に理事長に提出したと聞いておりますが、一方で、申立人も理事長に意見書を提出することができるというふうにされていると承知しております。

その上で、また報告書と意見書を踏まえて、理事長から事業担当部署に対する指示が出されると承知しております。現在、こういう形で、異議申し立てのガイドラインに基づくプロセスが進行している状況と認識しております。ですから、現時点で外務省として今後の方針についてコメントすることは差し控えたいと考えております。

一方で、前回のこの会合でもありましたけれども、人権侵害にどう対応するかという御質問をいただいておりますけれども、具体的に人権侵害について外務省として事実関係を確認できる立場にはないという前提で申し上げます。

今年3月に大統領が訪日された際に、日・モザンビーク共同声明を発出しておりまして、その中でうたわれておりますのが、市民社会及び農村コミュニティーの権利を保護し、持続可能な農業開発を通じて彼らの生活を向上させるために共に取り組むことを目指すということが首脳間で確認されております。

これを踏まえまして、外務省としてもモザンビーク政府に対して、プロサバンナ事業実施における人権の配慮について折に触れて促してきたところでございます。今後におきましても、人権の保護を含めて適切な形で事業が進められるように働きかけていく考えでございます。

最後の質問は、ポルトガル語の翻訳がないことについてのお尋ねでございますけれども、

まず前提として、このガイドラインに基づくプロセスにつきましては、外務省として関与する立場にはないという前提で、JICAに確認した範囲で以下のとおりお答え申し上げます。

まず、JICAの環境社会配慮ガイドライン異議申し立て手続の要綱というのがございまして、これに基づいて審査役は調査結果を期限内に理事長に報告することとなっております。その調査報告書は、まず和文で作成されました。同時に、その手続要綱の中では、調査報告書のホームページの公開は英語を基本とすることとされているということを受けて、公表のため、また、申立人や代理人を含む当事者に送付するためのものとして、英語訳を速やかに作成し、公表したものと聞いております。

手続要綱の中では、調査報告書の送付を含む当事者とのコミュニケーションにつきましては、現地の公用語で行うことは義務づけられていないと承知しております。ですから、通常は英語で実施されていると承知しております。

ただし、この調査報告書につきましては、審査役の判断によりまして、通常の英語訳以外にもポルトガル語訳を作成した上で送付することにしました。ただ、翻訳に一定の時間がかかりますので、それで最終的に一定の時間を要したと聞いております。

また、調査を受けて事業担当部署が審査役に提出した資料につきましても、既にホームページにその英訳が公表されていると承知しておりますけれども、提出資料の骨子につきましてもポルトガル語訳が作成されて、申立人に提供されていると聞いております。

また、事業担当部署が出した意見書につきましても、日本語の原本と英語訳につきましては理事長宛てに提出されたと聞いておりますけれども、JICAによれば、この意見書につきましてもポルトガル語訳を作成して申立人に提供されていると聞いております。

今後、手続要綱によれば、当事者は報告書の内容に対する意見書を審査役に提出することができるということで、審査役は意見書を事業担当部署に送付することができるというのが手続要綱に定められた流れと聞いております。

以上でございます。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

金子、大場両課長、ありがとうございます。

渡辺さん、いかがでしょうか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。

人権侵害を事実確認できる立場にないとはっきりとおっしゃっていたのですが、これまでこうした問題へ対応することの重要性というのは、ここで何度も何度も確認してきたはずですよ。その上で、もし確認できないのであれば、ODA事業における市民社会のモニタリングの役割とかウオッチの役割ということを伝えてきていて、我々はエビデンスベースで伝えてきている。その情報をなぜ使わないのかということも、ここで聞いてきて

いると思うのです。

直接確認できないのであれば、そうした市民社会からの情報を得た時にどうするのかということ具体的に提示することが外務省の責任としてあると思うのですが、本日はそれがなかったというのが非常に残念だったなと思います。

ただ、残念だったなでは済まなくて、現地の人にとっては、本当にこういった大きいODA事業をやる時は、想像している以上に社会的、環境的、いろいろなインパクトを与えます。小さいところから始めたと思っても非常に大きいインパクトがあって、そのことを認識しながらやる必要がすごくあると思うのです。なのに、現地の状況、ガバナンスの状況を聞いた時に、発展途上国だから課題があるで済まされる。そんなことで本当にDo No HarmでODA事業ができるのかと、非常に今日不安を覚えました。今の話を聞いていると、このまま絶対この事業を進めるべきではないし、そんな態度で進めてもらっては非常に困ります。

どこでどういうふうに御回答をいただければいいのかわからないのですが、今の一連のご回答を聞いてびっくりしています。すぐ何とも言えないのですが、このままで済ませられないか、どこでどう今後の対応を聞いていけばいいのか。

また、JICAの異議申し立てのプロセスがあるのも理解している。ただ、見解は指示が理事長から行ってからなどとおっしゃっていたが、私が聞いたのは、異議申し立てを住民がしたことそのものを、ODAを扱う外務省としてどう受けとめているのかという質問だったのです。ここにはっきり書いてあります。それへの回答もないということで、ほぼゼロ回答に近い形で、本当にまずい。このままODA事業をやって本当に大丈夫ですかと。アフリカに本当に大量の資金・税金を投じてODA事業をやっていますけれども、非常に不安を覚えています。

この後、カンボジアの話も出てくると思うのですが、今日のご回答は、共通している被援助国へのガバナンスにどう取り組むのかということがほぼ取り組めていないということをごさしってしまったことにほかならないのかなという印象を私は受けています。

あと、ガイドラインのことなので、これはJICAに言うべきかもしれないですし、これから見直しのことが始まるので、そこで意見をしていきたいと思うのですが、審査報告書は現地の公用語で行わなくていいということそのものを、外務省として、監督省庁として問うべきではないのか。申立人が読めない言語で審査結果を作成してどうするのだという、そのことも放置されたままということも驚きです。回答を聞いてびっくりしすぎて話がまとまらないのですが、絶望的な感じを受けていますというコメントです。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

渡辺さん、一応コメントということですね。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

別の形でどういうふうにこれに対応できるか、考えさせてください。また御連絡を差し

上げます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、大場課長、お願いします。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

私の発言は、これまでと一步も後退してはいないと思います。決して渡辺さんをびっくりさせたり、落胆させる意図は全くないのです。

人権の問題は非常に重要なので、ここはきちんと保護されて、かつ配慮されるように訴えていきたいと思います。

例えば、今回いただいた資料ですと、11月のナンプーラで開催された会合の発言は録音データで確認されているということなのですよね。ファクトベース、エビデンスベースでやることは大事だということをおっしゃっていて、仮に録音されたデータがあるのであれば、例えば会合の議事録なんかよりも客観的なわけですよね。ただ、我々はそこにいませんでしたけれども、もしそれが本当に渡辺さんからご覧になって問題があるのであれば、私が聞いてもわかりませんが、それをもし共有いただけるのであれば、それをモザンビーク政府に共有して、こういったことを指摘されているのですということ、人権の配慮について改めて求めるということをしていただくことは可能です。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

わかりました。ありがとうございます。それについては対応をこちらのほうで検討させていただきます。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

もう一つ、林さん、お願いできますでしょうか。

●林（アフリカ日本協議会 特別顧問）

アフリカ日本協議会の林達雄と申します。

私から言いたいのは、予防原則ということ。問題が起きてからでは遅過ぎる。怪しきものはゴー（GO）ではなくてストップ（STOP）だという意味合いです。今までも国際会議の中でずっと言われ続けてきたことで、特に政府が遵守すべきことだと。あらゆる面で予防が大事だと。一方で、予防というのが法律にもなっています。テロ等準備法とか、法律にもなっているのに、もう一方ではドウ（Do）していく。私はびっくりしたのですけれども、まだ協議が不十分なのにドウ（Do）しているということでびっくりしました。

そういう意味で、予防原則というのを遵守していただきたいし、そのことにおいて特に農民たちを含めて、そのプロジェクト、環境、人権、あるいは開発の問題に対して、ちょっと待ってよということ、行わないことが大事かなど。ストップしようと。勇み足をしはいけないと思います。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

よろしいですか。では、ちょっと短くで。

●長谷部（日本国際ボランティアセンター 事務局長）

日本国際ボランティアセンターの長谷部です。またJVCからということで申しわけないのですが、環境社会配慮ガイドラインのほうを、今、JICAのほうでもいろいろ協議している関係でよく読ませていただいているのですけれども、その中でも人権状況を把握し意思決定に反映すると、きちんと書かれているのです。いろいろなところのステークホルダーの参加とありますし、本当にガイドラインそのものは非常にすばらしい内容だと、JICAの協議会の場でも言わせていただいております。そういったところを遵守した形での今後の議論、また協議をお願いしたいと一言述べさせていただきます。コメントです。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。お二人のコメントでございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

外務省からは特段ありませんか。

今福課長、お願いします。

○今福（外務省 政策課長）

前職が国別開発協力第三課長だったこともあって、一言だけ。

このプロセスはストップを考えるべきではないかという御意見をいただきましたけれども、まさに協議をしているがゆえに、現状を見ていただくと何も進んでいないというのがここ一、二年の話だと思うのです。それは我々なりに皆様の御意見を踏まえて、ちゃんと議論しなければいけない。モザンビーク政府が先走りそうだったら、ちょっと待ってくれということをやっているのがこの1年半のことだと思います。

あと、まさにプロサバンナの話につきましては、こうやって御議論はいろいろあるわけですから、この本体の協議会の他にサブグループも作って、これまで十何回と回数を重ねてきている。もちろんその中でお互いの考えていること、見解の相違等があって、なかなかまとまらないということはあるかと思えますけれども、我々としてもプロサバンナについては真剣に取り組もうと思ってそういう場も設けておりますので、引き続きそういった場も活用して協議させていただければと思います。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

渡辺さん、お話はありますか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。

とまっているのは承知しています。前局長が御英断をさせていただいて、現地で問題になっていた契約がそこでストップしたということはわかっている。しかし、そうは言っても、とめざるを得ないところまで悪化してきたということ。それで、異議申し立てがあったという中で、プロサバンナ事業だけではなくて、その上位に当たるナカラ経済回廊開発が行われていて、そこでも人権侵害が確認されている。それで私は今、議題を出している。ま

た、プロサバンナの話だけではなくて、もっと大きなレベルの話も出しています。

なので、いずれにおいても、本当に今後真剣にどうするのかというのをちょっと考えた
いので、また先ほど大場さんにも申し上げたとおり、話し合いの持ち方等、今後考えさせ
ていただければと思います。よろしく願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

では、この件に関しては、またNGO側からも外務省側にいろいろと今後の話し合いについ
てお願いをしていくということになりますでしょうか。

では、NGO側からは以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

次の議題に進みたいと思います。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

それでは、次の議題に進みたいと思います。「現在のカンボジア政治状況と、日本政府に
よる対カンボジア外交政策・ODA政策」につきまして、カンボジア市民フォーラムの熊岡さ
んからよろしく願いいたします。

●熊岡（カンボジア市民フォーラム 共同代表世話人）

カンボジアの件で、発言の機会を与えていただきありがとうございます。

今日、冒頭10分と言われておりまして、かつ隣にいる同じカンボジア市民フォーラムの
佐藤さんがかなり具体的な提案の部分までをお話ししたいということなので、私の最初の
部分は5分ぐらいでまとめたと思います。

最初に、10月21日に国際シンポジウムを行いまして、カンボジアの人権、選挙監視等の
NGOリーダーが来た時に、こちらから外務省の責任あるポジションの方がそのシンポジウム
に出席され、意見を交わしてくださいました。それとは別に、総合外交政策局の審議官に
も直接カンボジアのリーダーが会ってお話しすることができました。それらの会談が行わ
れたことを感謝いたします。

私たちは、こういう機会ですら直接日本政府、外務省などとお話しする機会があるのですけ
れども、カンボジアを含め、カンボジア以外も、現地のNGOが日本政府、外務省の特に責任
あるポジションの方々と直接話をするということは非常に大事で、有意義なことだと思
いますので、繋ぐことも私たち日本のNGOの役割の一つだと思って、これからも続けます。こ
れからもカンボジアレベルで、あるいは日本レベルで現地NGOとの会合を受け入れていただ
ければありがたいと思います。

これからお話しすることは、既に外務省全体、あるいは外務省の中の南東アジア第一課
などに相当の質と量の情報が既に集まっていると思うのですけれども、それなりにレビ
ューしていきたいと思います。

80年代、日本と外交関係のないころからカンボジアで働いてきましたので、かれこれ34
～35年、出たり入ったりではありますけれども、カンボジアを、あるいは日本との関係で

カンボジアを見てきました。活動してきました。

そういう中で、1991年のパリ和平協定、それから93年の和平協定に基づいたUNTACの管理下における総選挙で、カンボジアはやっと平和の実現、あるいは和平の定着へ進むことができたと思います。もちろんその中に経済発展、人々の生活がよくなることも含めてであったと当然思います。

その後、このパリ和平とカンボジアの総選挙以降、今回の件を除いて最悪だったのが、1997年7月の国内紛争というか、ミニ・クーデターだったと思います。詳細は長くなるので省きます。その時も、翌年の98年の総選挙が危うくなるということになりましたが、今回との違いは、当時のカンボジア政府リーダーが、国連あるいは日本、欧米を含む国際社会の説得といいますか、アドバイスを聞く耳を持っていたということで、翌年98年の総選挙は、いろいろ問題があったかもしれませんが、一応成立したという流れになります。

この短い時間の中でどこまで詳細をお話出来るか分かりませんが、大きく言うと、今回との違いは、いろいろな違いはあるかもしれませんが、一つは外務省の方も発言されたかと思うのですが、チャイナ・ファクターがあるかないかという部分です。当然97年、20年前にはカンボジアにおけるチャイナ、中国の巨大な軍事援助、経済援助などはなかったという中で、当時のカンボジア政府のポジションのとり方は、一つはそこに起因している。今回は本当にカンボジアのトップリーダーが、カンボジアの政治、人権状況の悪化の中で、欧米とか日本その他が文句を言うなら、批判をするなら、別に欧米、日本などの援助は要らない、我々には中国があるからというようなことを公言して、秘密の会議のものが漏れたというのではなくて、公開の場で言ったインタビューなのかもしれませんが、そういうのが私たちレベルまで聞こえてくるくらい開き直った感じになっています。

今回の政治状況の悪化を個々に言うと本当に長くなって、また正直言ってこれを書いたのが10月の終わりごろ、あるいは11月、それから中間に準備会合がありまして、そこで書き直すように言われて書き直したのですけれども、どんどん悪化して行って、この簡単なA4一枚の年表の終わりのほうもどんどん変えていかなければいけないということで、ここに書いてあるものも言葉を変えていかなければいけない状態が続いています。

人権NGOのスタッフの逮捕、拘留などがあり、政治評論家の暗殺があり、メディアの事実上の廃刊、廃局、新聞だったり、ラジオだったりします。最大野党の党首の逮捕、拘留。野党議員への暴力や逮捕などなど。最終的には、11月16日の最高裁による最大野党の解散につながるような政党法と選挙法の修正を次々に行ってきて、あらかじめそういう大元のデザインがあったのだと思うのですけれども、そういうことで進んでいった。

もうちょっと言うならば、この一、二週間にどんどん起きていることですが、野党・救国党の持っていた55議席が、41がフンシンペック、あと14が与党・人民党と小さい政党2つに分けられてしまった。地方議会のほうはもっと悲惨で、最大野党が5,000議席といえますか、ポジションを持っていたもののほとんどが与党のところに加えられて、与党95%の占拠率になっています。

簡単に言うと、来年の総選挙が7月29日に予定されているのですけれども、今日の状態を前提にすれば、事実上、まともな信頼できる、それから自由で公正な選挙の条件、環境はもはやないと思います。

今の状態に対する、日本政府、外務省の方の意見、評価もお聞きしたいためにこの会合があるわけですが、カンボジア国内外では、カンボジアの民主主義は既に死んだという言い方もかなり広がっています。

それから、個人の言葉遣いにはなりますけれども、普通でない、もうちょっとはっきり言うと、異常な状態がカンボジアでここ1年ででしょうか、特に狭く言えば7、8月以降、大変なスピードで進んでいるという残念なというか、ひどい状態だと思います。

この中で、日本政府としてはさまざまな援助を3,500億円レベルで行ってきた。その中でいろいろな分野、プログラムのものがあると思いますが、法整備支援とか選挙支援など。法整備支援については、他の国にも言えることですが、人の支配から法の支配へという基本理念があったと思います。あとは、カンボジアにおいてより弱い立場の人々、例えば土地を強引に収奪される貧しい人々や弱い立場の人々もいい意味で活用できる司法を確立していくことにつながるような理念の支援だったと思いますけれども、これが全く逆さまになってしまう。経済的にも政治的にも強い人たちが活用できる各種法整備などになってきているように見えるということが全体像です。

それから、議題にかかわる問題点としては、①②④は省いて、③で、これは抽象的な文言と言えばそれまでですが、ODA政策協議会なので、日本の開発協力大綱などに強調されている、非常に脆弱さから成長から取り残されている国々に対して、人道支援はもとより平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっているという、非常に正当な考え方が示されていると思います。

さらに同じようにこの中で、重点課題においては、貧困及び格差問題の取り組みとあわせて、これらの前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定し、安全な社会の実現のための支援、協力を行うというふうにはっきり書かれているわけです。

そういう中で、多くのお金だけではなくて、人材、エネルギー、時間等々を費やした。これは日本政府のレベルではありませんけれども、日本のNGOも行ってきたことですが、そういうことが全部ではないにしてもかなり基本的な部分で無にされるといいますか、逆さまに利用されているような状況に対してどのように考えておられるのかと思います。

カンボジアから、今回10月に来てくれた分野のNGOも含めて、広く一般に地域開発、福祉、人権、環境、選挙監視等々のNGOは、この20年間、もちろん日本を含む国際社会の支援もありましたけれども、それを含めて自分たちの努力で非常に能力が向上し、レベルが上がってきて、できることが増えてきたと思います。けれども、彼らと話して、もちろんいろいろなNGOなのでさまざまな意見はありますが、昨年11月、今年の8月、10月は日本で、

その他メール、電話などで話す中で、彼らの中に一定の日本政府、外務省への期待と希望があります。

いろいろな現状に対する批判の仕方とかアドバイスの仕方がある中で、日本政府は日本政府として行ってきた、あるいは行っている様式でのカンボジア政府へのアドバイスとか、注意とか、そういうものが役立って政治状況も改善、それから現在幾つかのNGOなどがやはり廃止といいますか、既に閉鎖されたところもありますけれども、閉鎖されようとしている中で、歯どめになるような動きを日本政府、外務省はしてくれるのではないかという期待があります。私たちの中にもあります。

そういう中で、論点のほうです。主張したいことやお聞きしたいことということで、主張のほうは佐藤さんのほうで、後でまとめてもらいます。

②③④です。ある程度まとめつつ、先ほどの日本の開発協力大綱とも重なりますけれども、自由、民主主義、人権、これはパリ和平協定のもとでもあり、カンボジア憲法のもとでもありますけれども、それからさらに日本が巨額の支援を、額だけではなくて人材、エネルギー等々を含めて行った中で、現在の政治、人権状況をどのように捉えているのかというところをまずお聞きしたいと思います。

続けて質問します。

それから、現地社会では、先ほど言ったNGOも含めて、日本政府、外務省が和解や事態の調停に向けて役割を果たしてほしいという希望がある中で、与野党の野党が現実にはなくなってしまうので、この文章はもう古くなっているのですけれども、簡単に言うと、政治状況の改善、それからまともな環境で来年7月の総選挙が、非常に厳しいと思いますけれども、行われるような状況を作ること。あるいは、人権NGO、最近ではCCHRなどへの解散命令に対して何らかの働きかけやアドバイスを行う予定があると思いますけれども、その辺を教えてほしいと思います。

質問としては3番目で、最後になりますけれども、来年の総選挙は、この文章では事実上の一党総選挙になる可能性は強いと書いていて、この文章をいじる必要はないかもしれませんがもっと厳しい状況だと思います。まともな総選挙はできないという見通しが非常に強い中で、このまま進んで、実質的に公正で自由な選挙でなくなって、国際的に評価されない選挙結果が出た場合、これはまだ先のことなので言えないということであれば、それまでですけれども、そういった選挙結果も受け入れるのでしょうかというのが1点です。それから、どのような改善を促し、助言するのか。

それから、現在でも選挙への、あるいは総選挙への支援活動を続けるというのが日本政府、外務省の方針であるようですけれども、当然この状況ではどこかで見直し、見直した結果、中断しない場合もあるでしょうし、中断することもあると思うのですけれども、その場合の見るポイント、評価するポイントをどのように設定しているかを教えていただければありがたいです。

どうもありがとうございました。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

それでは、佐藤さんですが、ちょっと残り時間が限られてまいりましたので、少し簡潔に。議論に時間をとりたいので、よろしくお願いいたします。

●佐藤（カンボジア市民フォーラム 共同代表）

ありがとうございます。

私は、今、東京大学の教授をしておりますけれども、もともと弁護士をやっております、UNTACに弁護士として参加いたしました。人権担当官として1年ちょっと、明石さんたちと一緒にやっております。今回の件も含めまして、先ほども明石さんを含めてUNTACのOBともいろいろ意見交換をして、このまま座して傍観しているわけにもいかないだろうということで、今、何らかのアクションをとろうということを考えております。

そういったことで、簡潔に申し上げますと、主張といたしましては、この問題についてカンボジアだけでなく、他のベトナムやミャンマー、特に法整備支援をしているところがまさにそうですが、これは日本のODAによる法整備支援の成果ということで批判される可能性もございますし、先ほどのプロサバンナのケースも含めまして、ガバナンス支援のあり方ということについても、やはりオーバーオールを議論する段階に来ているのではないかと。特に、中国との関係における今後の東南アジア、アフリカにおける日本のある種プレゼンスを含めた上で、法の支配、民主主義という、価値外交と言われている安倍首相を含めた内閣のそういったところと、実際にそれを運用している実施機関であるJICAにおけるオペレーションがなかなかかみ合っていないというか、そこにギャップにあるような気がいたします。

私自身は2014年の外務省のODAによる法整備支援の第三者評価の評価主任をやって、カンボジアとベトナムを特にケーススタディーいたしまして、現地も見て、それまではUNTAC以降、法整備支援の旗をずっと振ってまいったわけですが、基本的に政府に評価されるという反面、逆に政府から抑圧されている人々からすれば人権侵害が合法化されていくという過程において、法整備支援の目的自体が失われてきているという現地からのいろいろな声が聞こえてきているわけです。

そういった意味で、今まさに米国あるいはヨーロッパも撤退という方向で考えている中で日本が残るということについて、どのように今後それを単に傍観ではなく具体的に何らかの政策として落とし込んでいくのかということ、12月5日の参議院の河野大臣の御回答の中でも、今後を注視しつつ適切な対応をとっていきたいということでもありますので、その適切な対応の内容について具体的に協議する段階にあるだろうと。基本的にはちゃんとした検証メカニズムと、まさにトップレベルでのいろいろなアプローチについて、どうやっていくのかを含めて、そういった意味で、今日は時間がございませんので、今後、この点については継続審議なり、協議の機会を持たせていただきたいと思います。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございます。

では、先ほどのカンボジア市民フォーラム共同代表世話人の熊岡さん、共同代表の佐藤さんからの御主張、御質問を受けまして、最初の質問のほうから扱っていきたいと思います。

質問が4. 議論の論点の②③④、それから主張の点についても外務省側から少し御回答したいと思います。

では、南部アジア部南東アジア第一課の斉田課長から、よろしく申し上げます。

○斉田（外務省 南部アジア部南東アジア第一課 課長）

ありがとうございます。

熊岡さんのお話を拝聴いたしました。10月21日のシンポジウムに私も参加させていただいて大変勉強になりました。以前も申し上げましたけれども、基本的に目的は共有していると思っていますので、これからも同じ方向を向いて何ができるかという話をしたいと思っています。よろしく申し上げます。

手短に質問を3つまとめて順番にお話ししたいと思います。和平の歴史についてはもう今お話しいただきましたので繰り返しません。政府と熊岡さんを初めNGO、民間の方々が一緒になってカンボジアのために20年、25年やってきたということだと思っています。結果として、去年、カンボジアは中所得国入りしました。これは、カンボジアが国際社会に開かれた形で、民主的な体制の下で国づくりを進めてきたからだと思っています。一方で、いろいろと課題はあると思います。

最近の動きについて我々はどう見ているかということですが、つい最近ではなく、二、三年前の2015年頃から、政治的緊張が高まっていることを懸念しています。特に最近の動きについて言えば、前回の選挙で多くの国民の支持を得た野党が解党されたということも懸念しています。

そういう懸念を持った上でどうしていくかということについては、来年の選挙が国民の意思がちゃんと反映される形になるかが大事ですので、そうなるよう働きかけを続けていくということだと思っています。

2点目最近我々はカンボジア政府に何を言っているかという点ですが、この二、三カ月について言えば、まず9月の国連人権理事会で、我々は決議の起案者・ペンホルダーとして、カンボジアと欧米の間に入って決議案をまとめました。その過程で、カンボジア側にも日本を含めて国際社会が思っていることを伝えて、理解させるという努力をいたしました。

その後、10月に堀井巖政務官がカンボジアを訪問し、11月にはミャンマーで開かれたASEMの際に中根副大臣が、それぞれブラック・ソコン外務大臣に対して、最近の情勢を取り上げました。特に11月の中根副大臣の時は、救国党の解党直後だったので、解党について直接懸念を伝えております。それについては、会談の結果ということで外務省のホームペー

ジに載せ、日本が懸念を直接伝えた旨対外的に示しているところです。

これは、欧米の国のようにステートメントとか報道発表という形でやっているかという
と、そういうことではありません。我々は静かな形ということを常々申していますけれど
も、静かなというのは内緒にして何も言わないということではなく、間接的に紙で何か意
見を表明するということでもなく、言うべきこと、いいたいことは直接相手に言うという
ことかと思っております。

これからもいろいろな機会があると思いますので今申し上げた思いというか、懸念を持
って、引き続きカンボジア側に働きかけていきたいと思っております。

選挙の関係の3点目ですけれども、我々はずっと選挙支援をやってきましたが、我々の取
り組みは選挙プロセスの信頼性の向上に寄与したと思っております。

では、今の時点で欧米が選挙プロセス、選挙改革への支援をやめるという意向を持っ
ている中で、日本はどうするのかという点ですが、現時点で我々はやめることは考えてお
りません。そこは、我々は粘り強く取り組んでいかなければいけないと思っております。次
の選挙は非常に大事だと熊岡さんがおっしゃっていますけれども、私もそう思います。更
に長期的な視点というのも必要で、今駄目だと言って支援をやめた場合、カンボジアの選
挙は今後信頼性が増すような形にはならず、むしろその可能性はより低下するだろうと思
います。現時点ではということになります。選挙結果を予断することなく、国民の意思
が反映される形で実施されることを何とか確保する。野党がなくなったと言いましたけれ
ども、元野党の議員もまだカンボジアにいるわけで、元野党の人たちを含めて、関係者全
員の努力は必要だと思っておりますので、そのための働きかけもやるつもりです。それに合
わせて選挙改革の支援も続けていくことを考えております。

先ほど佐藤先生から御指摘がありました。12月5日の参議院外交防衛委員会における藤
田幸久先生への答弁の中で、河野大臣から、言葉は正確に記憶していませんが、明らか
に情勢が更に悪くなり、改善の見込みがなくなった場合にはいろいろと考えなければなら
ないということが発言されました。だめという判断がされるのであれば、だめというこ
とは当たり前ですが、そうなるまではやり続けることを考えています。

では、その判断基準は何かというのがなかなか難しいところで、具体的に我々として条
件づけを今の時点でするつもりはありませんけれども、9月の人権理事会で採択された決議
には、メディア、市民社会、政党に対する制約に対して懸念が示されました。これは日本
も参加している決議ですので、そういった懸念を踏まえて、カンボジア政府、更には政府
だけではなくて、私個人的には元野党の議員の人たちの努力も必要だと思っております
けれども、そうした関係者の努力によって選挙プロセスへの信頼、参加というのが確保さ
れる形になるかどうかということが重要と思っております。

ちょっと駆け足になって、端折ったところがあるかもしれませんが、とりあえず以上で
す。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

斉田課長、どうもありがとうございました。

佐藤共同代表が主張でおっしゃった最後のところ、NGOなどステークホルダーとの協議を早急に開始することを求めると。この部分に関してお答えは可能でしょうか。

よろしく申し上げます。

○斉田（外務省 南東アジア第一課長）

答えは初めのほうで簡単にしたつもりでもあったのですけれども、私自身、熊岡さんと月に1回ぐらいのペースで会っていると思うほど頻りに顔を合わせているような気がします。そういうことで、ステークホルダーとの協議というのはどういうものになるのか、そこはよく考える必要はあると思いますけれども、我々は、皆様の知っていること、情報も含めて大事なものだと思っていますので、いい形で意見交換をしていけたらと思います。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

佐藤さん。

●佐藤（カンボジア市民フォーラム 共同代表）

申し上げた2014年のODA評価に幾つか具体的な提言をしております。お答えの中で、働きかけとか、大臣も適切な対応ということで、中身が全然見えないわけですよ。だめになったらやめるというのは、それは国民としてはなかなか理解できない。税金で払っているものですから、我々が目指しているのは民主平和ということであり、にそれが使われているかどうかですから、それが逆に非民主的で抑圧的な制度作りに貢献しているということであれば、海外からも共犯と見なされざるを得ないでしょう。日本国内からもそういう批判が高まっていくであろうということを考えると、法整備支援や選挙支援についての検証メカニズムを導入するなどの対策についての具体的な協議を提案させていただきたいということです。

これは2年ほど前にNGO法ができた時に、私と熊岡さんと、今、事務次官になっている杉山さんを訪ね、NGO法の問題点をお話をしまして日本政府の働きかけをお願いしました。お話の中では杉山さんは率直に、中国の存在があるので、あまり強く言うとむしろ中国のほうに行ってしまう、逆にそういうことができないというふうな非常に苦悩に満ちたコメントでした。内政干渉の問題もあるというふうな話もあったのですが、基本的にはODAによる法整備支援というのは、ガバナンスを支援するという形で、まさに内政に関与しているわけですよ。日本が支援した民法は結社の自由などの人権を保障するものですから、その理念に反する立法を容認すれば、その前提が崩れてくるということで、それは重大なことです。内政干渉ということで黙認はできないはずですよ。むしろそこからまさに働きかけや適切な対応が必要なのだと。それをどうやっていくかということ。それは、恐らく日本自身が今後もっともっと直面していくことであろうし、今まで経験していなかったことですから、非常に難しい問題があると思います。特に政府対政府、国対国ですと。

逆に言えば、市民社会はもっと別な形で補完的に協力できるかもしれないし、あるいは

企業の問題もあります。企業がちゃんとした投資をして回収できるということでもないと、透明な法環境がなければ、要求があつてインフラを進めていくということだって全然いかないわけです。そうすると、そこにどんどん中国が入っていくということで、ますます今の安倍政権が進めようとしていることがどん詰まりになってしまうという意味では、非常に重要なことだと思ふのです。

そういう意味では、なかなか難しい問題があるかと思ひますけれども、改めて、申し上げたように、明石さんを含めたUNTACのOBの方々も含めて、どうしたらいいか知恵を絞っているところですので、インフォーマルな形でも結構ですので、ぜひこういった対話の場を引き続き設けていただきたいということです。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

議題関係者は他にコメント等はございますでしょうか。

では、岡島さん、土井さんの順でお願いできますでしょうか。

●岡島（カンボジア市民フォーラム 世話人）

カンボジア市民フォーラムの世話人の一人であります岡島と申します。

先ほど、斉田課長から目的は共有しているということで大変安心したのですが、一方で現状の認識についてはちょっと違いがあるかなと思ひながら伺っておりました。

私は、ここ一、二年の間のカンボジアの人権状況というのは、先ほど熊岡さんのお話の中でもありましたが、きつい言葉ですが、やはり異常だと思ひています。理由は3つあります。

1つは、もちろん皆さん御承知のとおり、救国党の解党、それから救国党が持っていた国会、地方コミューンの議席を他の政党に分配するという、かなり極端な手段を用いているということでもあります。

2点目は、今回の攻撃というか、制約の範囲が救国党の一部の幹部とかに限られているのではなくて、広く市民社会やラジオ局、新聞社、そういうメディアも含むという形で、大変広い範囲で行われているということ。これは、これまで与党と野党との間の対立というのはずっと90年代から当然あったわけですし、ひどい時には90年代の後半のようなこともあったわけですが、ここ2000年代ぐらいからは、ここまで幅広い形での攻撃というのはなかった。

3点目は、そういう攻撃を行う際に用いる、例えば政府機関の多様性といったところにも特徴づけられるだろうと思ひています。ACU、Anti-Corruption Unitとか、内務省、外務国際協力省だけではなくて、経済財務省なんかも動員されておりますし、さらに政府の高官の方の発言によると、そういう軍隊の使用まで示唆されるという発言が行われている。

こういう3点を考えますと、現在は、ずっと続いてきた共通点はありますけれども、やはり相違点も大変大きくて、そういう形で現状の認識を行うべきだと。当然、以前と違うという現状認識を行った場合は、当然対応も変わってくるはずでありまして、そういう意味ではbusiness as usualではない対応が現在求められているのではないかとと思ひておりまし

て、佐藤さんのほうからもお話がございましたけれども、ぜひ多様な形での、政府はもちろんですし、日本の市民社会の組織も含めた上で、幅広いそういう対応のオプションをみんなで継続的に検討できる機会があればと心から願っております。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

引き続き、土井さんのほうからコンパクトにお願いします。

●土井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）

ヒューマン・ライツ・ウォッチの日本の代表をしております土井と申します。

フン・セン首相及び人民党幹部等の行っております人権侵害、民主主義に対する破壊をやめさせるためのプレッシャーですけれども、今、斉田課長のほうで働きかけを続けるというお話であったのですけれども、選挙を自由で公正なものにするという意味では、残念ながら、先ほど熊岡さんもチャイナ・ファクターの話もされましたけれども、日本が働きかけを続けることによって説得できるという状況はなさそうであるというふうに見えるのですね。

そういう中では、国際的な協調した形での対応が不可欠ではないかと思ひまして、先ほどODAの見直しの話も言及がありましたけれども、その一つは当然、選挙支援に関しましては、救国党の解党を受けまして即時に凍結をすることが必要ということになると考えております。

もし、救国党が以前の形にしっかり戻って選挙に参加できるようになれば、もとどおりに支援を再開するということは当然できるかと思ひますけれども、現時点では凍結すべきではないかと思っております。

さらに言えば、どうやってプレッシャーを高めていくかですけれども、直接言うことも、もちろん間接的に言うよりは効果があるのですけれども、静かに言うよりもやはり公に言ったほうがいいですし、どうやってプレッシャーを高めるかということを実際に考えなくてはなりません。そんな中では、アメリカなどのビザの制限についての発表などもありましたけれども、日本国としましてはカンボジアの国民に影響の出ない形での制裁等も含めて考えていくべきだと考えております。

ビザの発給、その他、金融制裁等、個人のみがターゲットされる制裁もございますので、ODAの見直しももちろんのこと、より広い形でのプレッシャーのかけ方というものを欧米等と協調して日本が考えていくということを提起させていただきたいと思ひます。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、時間も押していますので、本意見に関しましては、先ほど斉田課長も指摘したとおり、意見交換がされているということですので、また別途そちらのほうでも意見交換を

と思います。

では、最後の挨拶に入る前に、民間援助連携室のほうから、2点ほど皆様への御案内がございます。

1点目でございます。このたび、平成30年度NGO研究会のテーマ募集を開始いたしました。締め切りは12月26日火曜日までとなっております。NGO研究会で取り上げるにふさわしいテーマがございましたら、ぜひ御意見をお寄せください。詳しくは外務省ホームページのNGO研究会のページを御参照ください。

2つ目でございます。NGOとODAの連携に関する中期計画に言及がございます。NGO職員受け入れ研修プログラムを来年2月8日及び9日に、2日間にわたりまして外務省で実施いたします。NGOの皆様の参加につきまして、今月20日水曜日まで応募を受け付けておりますので、奮って御応募ください。これにつきましても、詳しくは外務省のホームページに掲載されておりますので御参照ください。

以上2点につきまして、御案内をさせていただきました。よろしく申し上げます。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

それでは、閉会の挨拶でございます。名古屋NGOセンターの西井理事長、よろしく申し上げます。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

名古屋NGOセンターの西井です。よろしく申し上げます。

本日、報告事項が3題、協議事項2題、非常に真摯な議論、NGO側から活発な意見が出されましたし、外務省の皆さん方には真摯な対応をしていただきましたことをまずは感謝申し上げます。

例えば報告事項に関して言いますと、ODA関連予算の問題、2つ目の教育のためグローバル・パートナーシップ、この2つに関しては国際的な課題解決の枠組みの中でどのような役割を日本が果たすのかということについての論点が議論されたものと思っております。

市民社会側からの日本政府への期待感といいますか、そういったものも大きくありますので、予算という枠がある中での外務省の皆さん方の御努力は十分承知しておりますけれども、引き続き御努力をお願いしたいと思っております。

それから、報告事項の3つ目がモザンビーク会議に関するビザ発給の問題でした。それから、協議事項の第1番目がモザンビークの同じ経済開発の問題。2つ目が、今、協議しましたカンボジアの政治状況と日本政府のかかわり方の問題を議論いたしました。

この3つに共通するものとして言えるのは、市民社会スペースがいかに侵害されているのかという問題。特に、被援助国における政府のガバナンスの問題がいかに現地で活動しているNGOあるいは市民社会、そしてそことつながって活動している日本のNGOの活動に深く影響を及ぼしているのかということをもさまざまと見ることができました。

いかに被援助国のガバナンスを改善していくのかということに関しては、外務省の皆さんも日々努力されていることであると思っておりますし、私たちNGOのほうも現地の情報を子細に

把握しながら、外務省の皆さんとは適宜情報提供し、あるいは協議をしながら、現地の状況の改善に、あるいは現地政府のガバナンスの改善に役立つような努力をしているところでもありますので、今後とも、こういった協議の枠組み、この場だけではなくて、カンボジアについても協議を続けていきたいとお話がありましたし、また、モザンビークの開発に関しても引き続き協議をとということになっておりますので、NGOが持っている情報、あるいは力も、十分活用していただいて、問題の解決に努力をしていただければと思います。

そういう意味で、このODA政策協議会というのは、NGO側、外務省側の皆さんと一緒に作り上げていく、よりよいODAを作り上げていくという協議の場として、今後も活用していけたらいいと思います。

以上、簡単ですけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

名古屋NGOセンターの西井理事長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本年度、NGO・外務省定期協議会「第2回ODA政策協議会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。